

## 白河市復興推進計画（案）

平成25年10月 日  
福島県白河市

### 1. 計画の区域

白河市全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても震度6強を記録し、家屋の倒壊のみならず民間事業所、公共施設等が被災し、その被害は甚大なものであった。

また、主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖・撤退や雇用者の解雇、流出等により、雇用者数は震災前に比べて約10%も減少しており、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような中で、企業の立地に必要な工業団地やインターチェンジを整備している本市の地域資源を活用し、本市の中核的産業を担える企業の誘致を促進し、新たな雇用を創出することで市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図ることを本計画の目標とする。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、当市製造業において中核的産業である業務用機械器具製造業について、新規立地企業の工場建設、設備投資等を支援する。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本市に新たに立地する富士システムズ株式会社（以下「対象事業者」という。）が、工業の森・新白河（白河市萱根）において、生産増強を図る目的で医療用品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業。

#### ②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

対象事業者は、シリコン製医療機器の研究開発や製造を行い、積み重ねられた技術力、品質により国内の医療機関をはじめ、世界の医療機関においても信頼があり、従来から医療分野において貢献し、活躍してきました。今回、本市に新設される工場では、医療用品の製造を拡大する目的で建設され、次世代を見据えた医療に貢献できる医療用品の製造が期待でき、さらには、医療分野において絶大なる影響のある対象事業者の進出は、将来にわたって雇用の創出が期待できるものである。

今回の工場の建設等により医療用品製造を含む業務用機械器具製造業は、本市の製造業における製造品出荷額では上位4位、従業員数では上位5位となる本市の中核的産業となり、かつ貸付けの対象となる事業は、本市の業務用機械器具製造業の製造品出荷額の約20%を占める事業者が実施するものである。また、投資の規模としても、本市における業務用機械器具製造業の平均投資額を大きく上回っていることから、本市の業務用機械器具製造業に果たす役割として中核的なものである。

したがって、今回の医療用品製造業の核となる工場の建設、設備投資等を行うことは、目標に掲げた「新たな雇用を創出することで、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生」を達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社みずほ銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

医療用品製造の工場建設等を行う対象事業者は、今回の投資等に伴い業務用機械器具製造業の事業者の中でもトップクラスとなり、地域産業の牽引的な役割が果たせるほか、その有する技術、製品は世界的なレベルを誇る企業である。

このため、当該計画の実施により、医療用品の生産能力の向上、新規雇用の創出及び関連する地域産業の活性化に結びつくものであり、これらの効果は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生が期待できる。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。また、白河市、株式会社みずほ銀行、対象事業者を構成員とする白河市復興推進協議会（地域協議会）において法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。